東京ジャーミイ金曜日のホタバ
2005年8月12日

権利

ムスリムの皆様。イスラームの教えは、命、財産、知識、純潔、そして宗教を、守られなければいけない五つの基本と定め、これらに対する威嚇や攻撃に、現世および来世における罰を示唆しています。人間の肉体と精神の一致、名誉と品位、宗教と良心の自由が守られることを意味するこれらの事項は、今日では個人の基本的権利として、そして自由として、憲法によって保障されています。

私たちの教えでは、１４世紀前から、不正に人の命を奪うこと、盗みを働くこと、不正な利益を得ること、わいろ、高利貸し、買占め、不義、誹謗中傷、飲酒、宗教の強制を禁止し、社会において相互の権利や利益が守られるという安定を生み出そうとしてきました。

親愛なるムスリムの皆様。近年、「人権」という概念において語られる権利や自由は、イスラームにおける「しもべの権利」に相当するものです。この概念においては、アッラーが創造された、生命体、非生命体を問わずあらゆる存在の権利が存在します。だから信者は、同種である被造物に与える害と並び、自然の破壊、動物への悪い振る舞いなどにおいてもその責任が問われることは明らかです。事実、ハディースでは、一匹の動物に対してのよい行いによって天国へ、また悪い行いによって地獄へ行く人たちが語られています。またある聖ハディースでは次のように語られています。「誰であれ、兄弟の名誉、もしくは財産を不正に攻撃したなら、金や銀が存在しない日が来る前に、その人と罪の清算を行ないなさい。そうでなければ、もし人に善があれば、彼が行なった悪い行為に応じてその善が減らされ、その相手に与えられることになる。もし善がなければ、その相手の罪が、その悪い行いを行なった本人に与えられることになる。」

親愛なる兄弟姉妹の皆様。今日、権利と法がよりもとめられる状態であるのを見るにつけ、アリですらも傷つけないという感覚をどこで失ってしまったのか、自問しなければなりません。「ムスリムとは、その手によっても、その言葉によっても、誰も害をこうむることのない人である。」と定義された預言者のウンマとして、どこで過ちを犯してしまったのか、共に考えなければならないのです。

親愛なるムスリムの皆様。人をよりよくするということは、法に任せられるべきものではありません。そのためには、クルアーンの導き、預言者ムハンマドの宗教上・道徳上のお手本を礎石とする、家庭におけるしつけが、子供たち、若者たちに施されることが必要なのです。なぜなら宗教は、人を人となす美徳の原理の集大成だからです。

今日のフトバを、最初に読んだクルアーンの章句の意味を読み上げることで締めくくりたいと思います。「善行をなす者は自分を益し、悪行をなす者は自分を損なう。あなたがたの主は、そのしもべを不正に取り扱われない。」（フッスィラ章第４６節）